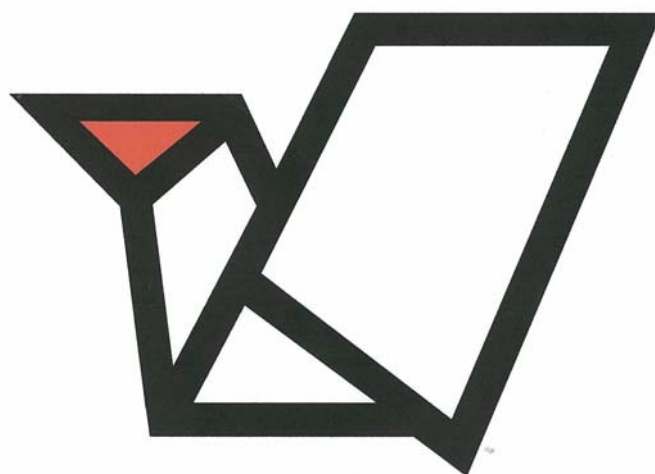


平成23年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会 議会運営委員会



平成23年3月24日

平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会
議会運営委員会記録

○議題・場所

平成23年3月24日 午後2時00分 開会

於：ナビオス横浜「オリージャ」

- (1) 傍聴の許可について
- (2) 平成23年第1回定例会の日程について
- (3) その他について

休憩後

- (7) 陳情について
- (8) 閉会中継続審査の申し出について

○出席委員（6人）

森	敏	明	松	長	泰	幸	
市	古	映	嶋	田		晃	
国	兼	晴	岸	浪		孝	志

○欠席委員（2人）

檜	山	智	子	杉	崎	俊	雄
---	---	---	---	---	---	---	---

議長 玉井 信重

副議長 本杉 博是

○広域連合事務局

事務局長	細	川	哲	志	
業務課長	深	澤	公	喜	
書記長	佐	藤	和	男	
書記	鹿	島	田	雅	人
書記	曾	我	直	樹	
書記	渋	谷	尚	希	
書記	成	田	花	織	

【開 会】

(午後2時30分開会)

○委員長(嶋田 晃君)

皆様、こんにちは。 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。委員長の嶋田でございます。

失礼ではございますけれども、着席して進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、杉崎俊雄副委員長、檜山智子委員から、議長あてに欠席届が出されております。

ただいまの出席委員は6名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成23年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会 議会運営委員会を開会いたします。

【傍聴の許可について】

○委員長(嶋田 晃君)

それでは、議事に入りたいと思います。

議題(1) 傍聴の許可についてお諮りをいたします。

一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、傍聴を許可することを決定いたしました。

(傍聴人入場)

【平成23年第1回定例会の日程について】

○委員長(嶋田 晃君)

本日の議題は、お手元に配布してあります次第のとおりでございます。議題(2)の「平成23年第1回定例会の日程について」お諮りいたします。

議事日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

事務局長の細川でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは日程案につきまして、ご説明させていただきます。

お手元の議会運営委員会配布資料①の3ページ、議事日程表案をご覧ください。

【日程第1】は、広域連合長のあいさつでございます。

【日程第2】は、議席の指定でございます。

【日程第3】は、「会議録署名議員の指名」でございます。議長より、松長泰幸議員と中尾寛議員を指名していただきます。

【日程第4】は、会期の決定でございます。会期は本日1日としたいと考えております。

【日程第5】は、諸般の報告でございます。議長より、平成22年7月分から22年12月分の例月現金出納検査の結果及び平成21年4月から22年9月分の定期監査の結果を報告していただく予定でございます。

【日程第6】は、一般質問でございます。本件に対しましては、関美恵子議員より質問の通告が出ております。質疑は、一括して行う予定でございます。

【日程第7】は、「平成22年度 神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第1号）」について、ご審議いただくものでございます。

【日程第8】は、「平成22年度 神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、ご審議いただくものでございます。

【日程第9】は、「平成23年度 神奈川県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」について、ご審議いただくものでございます。

【日程第10】は、「平成23年度 神奈川県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算」について、ご審議いただくものでございます。本件に対しましては、市古映美議員より討論の通告が出ております。

【日程第11】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合 選挙管理委員及び補充員の選挙について」ご審議いただくものでございます。

【日程第12】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合 監査委員の選任について」、ご審議いただくものでございます。

なお、議事日程表にはございませんが、陳情が2件提出されておりますので、2件の陳情を【日程第13】及び【日程第14】で議事日程に追加する予定でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました、全体の流れについて、ご説明させていただきます。

この後、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただきます、午後2時30分より本会議を開会させていただきます。

この本会議の日程につきましては、先ほど、ご説明したとおりでございますが、【日程第13】、【日程第14】の陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。

従いまして、この陳情の審査のため、【日程第13】に入りましたところで、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査する予定でございます。

そして、委員会において採決をしていただいた後、「閉会中継続審査の申し出について」ご審査いただき、委員会を閉会いたします。

その後、本会議を再開し、委員長より委員会での審査の経過及び結果について、議長へ報告させていただきます。

なお、【日程第13】及び【日程第14】の陳情に対しましては、関美恵子議員より、討論の通告が出ております。

その後、本会議において採決していただくとともに、「閉会中継続審査の申し出について」ご審査していただくという流れを考えております。

以上、簡単ではございますが、本日の定例会の日程についてご説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長(嶋田 晃君)

ご苦労様でした。ただいま説明がありました日程につきまして、ご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり。)

よろしいですか、ご異議なしと認めます。

【その他について】

○委員長(嶋田 晃君)

次に、議題(3)の「その他」について、委員の皆様から何かご意見はございませんか。
(「なし」の声あり。)

よろしいでしょうか。

それでは無いようですので、ここで議会運営委員会を暫時休憩致します。

(午後2時07分 休憩)

【陳情第1号について】

(午後3時27分 再開)

○委員長(嶋田 晃君)

それでは休憩前に引き続き、これより委員会を再開致します。

議題(4)の陳情第1号「保険料滞納の実態を明らかにし、経済的困難による保険料滞納者への差し押さえは行わないことを求める陳情書」について、議題といたします。

陳情の要旨等については、書記に朗読をさせます。

○書記(佐藤 和男君)

陳情第1号、件名は「保険料滞納の実態を明らかにし、経済的困難による保険料滞納者への差し押さえは行わないことを求める陳情書」、受理は平成23年3月14日、陳情者は神奈川県社会保障推進協議会事務局長佐々木滋さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、1「保険料滞納者の実態調査を早急に行い滞納原因を明らかにすること」、2「滞納者への差し押さえは、滞納原因を特定した上広域連合長の許可を得て実施する以外には差し押さえは行わないこと」でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

本件について、事務局見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

それでは、陳情第1号に係る当局の見解を申し上げます。陳情項目1「保険料滞納者の実態調査を早急に行い滞納原因を明らかにすること」についてでございますが、広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体ではございますが、保険料の徴収に関しては、法律上、市町村が対応すべき業務とされており、市町村では、個々の滞納者の所得状況や滞納の原因なども把握した上で、ケース毎に対応しております。

従いまして、広域連合としては実態調査を実施する予定はございません。

陳情項目2「滞納者への差し押さえは、滞納原因を特定した上広域連合長の許可を得て実施する以外には差し押さえは行わないこと」についてですが、保険者としては、保険財政の安定運営と、加入者間の負担の公平性を確保するために、保険料の収納対策に積極的に取り

組むのが、当然の責務であるというふうに考えております。

保険料の徴収に関しましては、先ほど申し上げました、法律上、市町村が対応すべき事務とされており、差押えなどの滞納処分については、市町村の判断によるものと考えています。

なお、適正な滞納処分が執行されるよう広域連合及び市町村が連携を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

はい。ご苦労様です。ただいま事務局見解が説明されましたが、何か質疑はございませんか。市古委員。

○委員(市古 映美君)

広域連合は、そういうところではないというお話なんですけれども、個々の滞納状況は市町村が把握していて、ケースごとに把握をしているというお話だったんですけれども、もし、市町村が掴んでいるのならば、広域連合としてその状況を把握することはできるんじゃないかというふうに思うんですけれども。そのことが1点です。

それからもうひとつは、差し押さえなんですけれども、これも市町村の判断で、広域連合としたら適正な判断ができるよう、そのところは求めていくというようなお話だったんですけれども。現実に差し押さえの状況がどんなふうなことになっているのか、この辺の現状なんかもありましたらお願いいたします。

○委員長(嶋田 晃君)

細川事務局長

○事務局長(細川 哲志君)

はい。第1点目の御質問でございますが、市町村は、個別のそれぞれ差し押さえをしようという方でしたら、その方がどういう状況に置かれてるか、収入状況等も含めて、把握した上で個別の対応をとっております。ただ1回保険料を滞納された方についてですね、個別に通知等を出すかと思っておりますけれども、個別に連絡をしてその方の状況を全部きっちり把握しているかどうか、そこまではちょっと難しいかとも思います。ただ、先生がおっしゃったように、掴んでいる滞納者についての情報を、私どもが調査をすること自体は可能です。掴んでいる状況は今どうなっていますかということをお聞きすることは可能ですので、そういったことは十分考えられると思っておりますし、一部滞納処分をするという中で御相談を受けたりすることもございます。

それが1点目でございます。

2点目のですね、市町村の判断によるものということですが、失礼しました、差し押さえの状況でございますが、昨年度、21年度で申し上げますと、6件ほど滞納処分がございますが、基本的に、例えば国保と相乗りをするとか、参加差し押さえに参加するとかですね、そういった状況で後期高齢者医療の保険料だけについて滞納処分をしていたという事例は、21年度についてはないと伺っております。

以上です。

○委員長(嶋田 晃君)

はい、市古議員。

○委員(市古 映美君)

すいません。あの1項目めのところなんですけれども、滞納というのは差し押さえだけのこ

とではなくて、やっぱり高齢者の中で、昨年の5月末で18,519人という滞納者がいるわけですから、今後の新しい制度を作るにあたって、高齢者の滞納する実態というのが、どういうところに起因をしているのかというのを市町村がそれぞれ調べているのだとしたら、広域連合として、きちんとその状況を把握しながら次の制度につなげていくと、随分、本当にこれは実質的に役に立つのではないかと思います。この辺はそういう意見を述べさせていただきたいと思いました。やはり掴んでほしいということですね。

それから2つ目のところは、今回差し押さえが6件で、実質的には4件だというお話を聞いたんですけども、これについては極めて悪質なとか、財産があるのにというお話も伺っております。基本的には、やっぱり色々な財政的な事情で後期高齢者の人たちが保険料を払えないというような状況があるわけですから、その辺については、滞納者の差し押さえは滞納原因を特定した上、広域連合長の許可を得て実施する以外は差し押さえは行わないことということ。こういうような指導は、実質的には適正な指導はされていると思うんですけども、やっぱりこういうところは、本当に慎重にやっていただいて。そうでなくても、本当に保険料が高いというふうに実感されてる方も多い訳ですから、是非、このところは広域連合としても、今、4件ということですからね。

そういう点で、頑張ってくださいなということを意見として述べさせていただきます。

○委員長(嶋田 晃君)

他に、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。

無いようですので、これより討論に移ります。

討論はございませんか。

(「進行」の声あり。)

よろしいでしょうか。

先ほどの市古議員の意見は、この議運での意見ということでよろしいですか。

○委員(市古 映美君)

はい、そうですね。

○委員長(嶋田 晃君)

はい、わかりました。

それでは、無いようですので、これより本件について採決致します。採決の方法は挙手と致します。本件については、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とすべきものと決定致しました。

【陳情第2号について】

○委員長(嶋田 晃君)

次に、陳情第2号「経済的理由による保険料納付困難者を救済する保険料減免、窓口一部負担減免規定の改善を図ることを求める陳情書」について議題と致します。陳情の要旨等については、書記に朗読させます。

○書記(佐藤 和男君)

陳情第2号、件名は「経済的理由による保険料納付困難者を救済する保険料減免、窓口一部負担減免規定の改善を図ることを求める陳情書」、受理は平成23年3月14日、陳情者は神奈

川県社会保障推進協議会事務局長佐々木滋さんでございます。

陳情の趣旨につきましては、1「県内市町村条例の規定では収入実態が生活保護基準の110%若しくは120%以下の世帯を対象としていることなどを踏まえ、各市町村の基準を原則として包括した保険料減免規定（たとえば生活保護基準の130%以下など）に拡充してもらいたい」、2「利用料減免規定も上記保険料減免規定に準じて市町村の先進的水準に合わせ拡充してもらいたい」でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

本件について、事務局見解の説明を求めます。

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。陳情第2号に係る当局の見解を申し上げます。陳情項目1「県内市町村条例の規定では収入実態が生活保護基準の110%若しくは120%以下の世帯を対象としていることなどを踏まえ、各市町村の基準を原則として包括した保険料減免規定に拡充していただきたい。」についてでございますが、低所得者等を対象とした法令等に基づく保険料の軽減は、本制度においては、7割・5割・2割軽減のほか8.5割・9割軽減の特例が設けられております。

神奈川県において独自にさらなる軽減措置を行うためには、その財源として、県及び市町村の追加負担が必要となります。厳しい財政状況下において、県をはじめ全市町村の合意のもと新たな保険料軽減を実施すること及びこれに伴い法定の負担に加えてさらに県及び市町村負担をお願いすることは、いずれも困難であると考えております。

なお、平成22年8月の第2回定例会において、同じ趣旨の陳情があり、今回と同様のご説明をしております。

陳情項目2「利用料減免規定も上記保険料減免規定に準じて市町村の先進的水準に合わせて拡充していただきたい。」についてでございますが、「高齢者の医療の確保に関する法律」第69条で、「厚生労働省令」で定める特別の事情がある被保険者に対しては、一部負担金の減免措置を採ることができることとなっております。

「厚生労働省令」で定める特別な事情とは、被保険者が災害などにより著しい損害を受けたこと、被保険者の属する世帯の世帯主の死亡、又は長期入院したことその他これらに類する事由があることにより一部負担金を支払うことが困難と認められることとされております。

広域連合では、これらの規定をもとに要綱を設けた上で対応しております。

なお、平成22年11月9日の厚生労働省の技術的助言に基づき、要綱改正を23年3月1日付で行い、対象者の範囲等制度の拡充を図ったところでございます。

今後も、これらの規定による対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長(嶋田 晃君)

はい、ただいま事務局見解が説明されましたが、何かご質問はございませんか。

市古委員。

○委員(市古 映美君)

8.5、9割減免という法定減免をやっているのですが、これで所得が低い人たちは軽減されているのではないかというような今の御答弁だったと思うんですけれども、それでも滞納者が

18,519 人いるということに対して、条例減免が神奈川広域連合でもあるわけですがけれども、これが申請者が 38 人だと。却下された人が 2 人いますので、36 ですか。そういうことではあまりにも、条例減免の中の生活困窮の人たちを、私は一番注視をしている訳なんですけれども、条例減免の役割、使い勝手が非常に悪いのではないかと感じざるを得ないんです。

急激な所得の減少といわれているんですけれども、この急激な所得の減少というのは、具体的にはどういうことなのか、そういうところを教えてくださいと思います。

○委員長(嶋田 晃君)

よろしいですか。細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

条例減免のほうで、急激に所得が少なくなったことによって支払いが困難になったというのですが、基本的にですね、保険料を支払うことが困難になったかどうかということが判断基準ですので、その保険料の金額等によっても違うと思いますけれども、その方の収入の減額によって、その対象の保険料が払える状況なのかどうかということを総合的に判断することです。

○委員長(嶋田 晃君)

市古委員。

○委員(市古 映美君)

ちょっとごめんなさい。よく分からないのですけれども、もう少し具体的に説明していただけますか。

○委員長(嶋田 晃君)

細川事務局長。

○事務局長(細川 哲志君)

はい。減免ですので、事故等で急激に、給料がもらえていたのが突然もらえなくなってしまって、蓄えもないので保険料を支払うことは困難という方はもちろん該当します。ただですね、給料が減ったということだけで判断できるものではなくて、例えば蓄えがあるとか、そういったことも含めて算定というか、判断はいたしますので、そういった諸般の事情も含めた上での判断になるということですので。

具体的に、半分になった方がすべて減免ですというような基準も設けられませんし、給料がいくら以下になった方については保険料の減免をする、あるいは一定の所得以下の方については減免をするという形では、条例減免としては考えておりません。

○委員長(嶋田 晃君)

市古委員。

○委員(市古 映美君)

はい。これは督促の中にも条例減免というのがあると書かれているというお話なんですけれども、いかんせん急激な所得の減少というのは抽象的で、それでいて本当にこれが必要な人のところに、この減免が本当は受けられるのに届いていないんじゃないかと。書いてありますといっても、届いていないんじゃないかというところは感じざるを得ないんです。それからこの条例減免の範囲があまりにも狭くて、せっかく条例減免があるんですけれども、しかしこれが活用しきれてないと。これだけの滞納者が、18,519 人いるということですね、そのところでの条例の範囲をもう少し緩和するっていうことは、私は必要だというふうに思うんですけれど

も、これはやりとりしても今の答弁は変わらないと思うんですけど、私は、こうやって延滞の人を救うというところが必要だと思いますので、意見として述べさせていただきます。

○委員長(嶋田 晃君)

後答弁はよろしいですか。

他に質問はございませんか。宜しいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

無いようですのでこれより討論に移ります。討論はございませんか。

(「進行」の声あり。)

無いようですので、これより本件について採決致します。採決の方法は挙手と致します。本件については、採決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

挙手少数であります。よって、本件は不採択とすべきものと決定致しました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長(嶋田 晃君)

次に、議題(5)の「閉会中継続審査の申し出について」お諮りを致します。

議長に対し、議会運営委員会運営等について閉会中継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定致します。

【委員長報告書の作成】

○委員長(嶋田 晃君)

それでは最後に、委員長報告についてですが、委員長報告の作成とその内容については、委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、そのように決定致します。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から特段何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり。)

よろしいでしょうか。無いようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会致します。ご苦労様でした。

(午後3時48分閉会)

議会運営委員会委員長 嶋田 晃